

入谷生産森林組合の特徴と管理経営方針

岡田秀二（富士大学学長）

宮城県入谷生産森林組合の山林経営展開については、同組合理事の山内日出夫氏による要領を得た報告用レポートが本号に掲載されている。そこには、今後の生産森林組合の経営展開方向と係わって示唆に富んだ指摘があり、注目の組合ということが出来る。

ここでは、その山内報告をデータ等で補うべく、県の公表資料と当該組合の公表資料及び企業のホームページ等からピックアップし、若干の整理を試みる。

1. 宮城県の生産森林組合と入谷生産森林組合

宮城県には、現在 24 の生産森林組合がある。それらは地域の特徴があり、行政区別に大河原地域と言われる柴田郡、刈田郡、角田市、白石市に 58%に当たる 14 の組合がある。次いで多いのは仙台地区で、利府町、大和町、仙台市に 6 組合である。以下は、栗原地域が栗原市に 2 組合、登米地域に 1 組合、気仙沼地域に入谷生産森林組合 1 組合、という具合であり、地域的偏在が特徴である。この偏在理由については、今後、生産森林組合問題を広い角度から発展的に考察する上からも明らかにしていきたい点である。

それら宮城県の「生森」の設立年を、「入会林野近代化法」（昭和 41 年）以前と以後に分けて見ると、半数以上の 18 組合が「入会近代化法」以前に設立されており、「生森」設立が「入会近代化法」の受け皿としてのものが多いという、全国に広くみられる特徴とは異なる点が見られる。宮城県において「入会近代化法」以後に「生森」が設立されたのは、仙台地区の 1 組合と、大河原地区の 7 組合に留まっている。そのうちの 2 つの組合は、平成 9 年と平成 26 年と最近のことであり、いわゆる入会林野の権利関係の近代化や第 3 者に対抗する権限を持つことを目的とした「生森」の設立というのとは異なる目的からであり、ここにおいても他県の展開とは異なる側面がみられる。すなわち、宮城県においては、早いものでは昭和 20 年代に、そして一般的には昭和 30 年代には生産森林組合が設立されており、町村合併等の制度変遷にも拘わらず、旧村有林野や部落有林野等の財産意識を直接引き継ぐものが多く、昭和 26 年の森林法本来の狙いとはやはり異なる内実を持つということが出来る。

こうした制度環境下における入谷生産森林組合の設立であるが、そこは、山内氏の論稿にあるように、たまたま昭和 41 年のことであり、「入会近代化法」の成立と同じ年であるにすぎないと見ておく方がよさそうである。「入会近代化法」に基づき政策が施されるのはその翌年からであり、入谷生産森林組合の成立は「入会近代化法」に基づくものではないと言えよう。勿論、すでに昭和 39 年には「林業基本法」が成立を見ており、「入会近代化法」に関しても様々な議論が出されている時期なので、全く影響はないとは言えないだろう。

参考資料 1 はこの間の経緯をよく示している。また、農協組織の委員会として管理運営を

していたとするが、所有のことや具体的事業等に関する点については明らかではないので、この点についてもそこでの意見等を含め、深めるべき課題であると思う。

参考資料1

1. 志津川町入谷生産森林組合設立の事由

昭和30年3月、旧入谷村が志津川町と合併の際、入谷農業協同組合に地区住民の福祉と経済的向上を図る目的を以て、入谷村より（公簿面積404町1反26歩）の無償譲渡を受け、入谷農業協同組合内に山林管理委員会を設置して依頼、10年間管理運営を実施して参りましたが、農業協同組合本来の使命達成と山林管理の実態を考慮した場合、山林部を切り離して別法人を組織して管理することが効率的であるとの県農業団体課の勧告もあり、且つ、組合員の要望でもありましたので、昭和40年6月の通常総会に提案して諮りたるところ、全会一致を以て切り離しを可決されて以来、県林務課並びに迫農林事務所の指導のもとに設立を決定したものであります。

2. 設立経過報告書

(1) 発起人会

- 1) 開催月日 昭和40年11月16日
- 2) 開催場所 入谷農協会議室
- 3) 議事事項 (イ) 設立目論見書作成
(ロ) 設立準備会開催並びに公告月日決定

(2) 設立準備会

- 1) 公告月日 昭和40年12月7日
- 2) 開催月日 昭和40年12月24日
- 3) 開催場所 入谷農協会館
- 4) 議事事項 (イ) 定款の基本となるべき事項について
(ロ) 定款作成委員会の選任について

(3) 創立総会

- 1) 公告月日 昭和41年1月10日
- 2) 総会日時 昭和41年1月25日 午前10時
- 3) 開催場所 入谷農協会館
- 4) 議事事項 (イ) 組合設立議決について
(ロ) 定款及び付属書の承認について
(ハ) 事業収支計画決定について
(ニ) 理事、監事の選任について

(4) 当選公告月日 昭和41年 1月28日

上記の通り報告いたします。

昭和41年 2月 8日

志津川町入谷生産森林組合設立発起人会

代表 阿部 賢孝 (印)

宮城県全体の「生森」が経営する森林面積は、5,206haで、人工林が3,214ha、天然林1,440ha、その他が552haである。人工林率は62%である。入谷「生森」の場合は、森林面積が232ha、人工林192ha、天然林40haで、人工林率は83%である。人工林率100%という「生森」が2組合あるが、それらについて高い比率である。入谷生森の役員数は13名でうち3人は監事である。県内の他の「生森」と比べ経営森林面積を基準に見ると多い方である。

財務内容の展開については、山内理事の報告に詳しく述べられており、補うべき資料等についても公になっているものは少ない。しかし再度簡単に触れておくとすると、以下の様な事であろうか。1つは、農林公庫資金を活用しての用材生産林業に取り組んだが、利息返済期間はともかく、元金返済期に入ると立木売却代金では返済が出来ず、負債を抱えるようになった。2つは、この変化の中で組合員の生計の見通し難から、その他の所得機会のことも併せてとらえるべきだが、組合を脱会し村を去る人が大勢出てきて、さらに退会金支払いも重なり、組合は解散もささやかれた。3つ目、所有山林の買い手が見つかり土地ごと売却することで元金返済を終え、残された森林については間伐補助金を得て整備をすることで、財務内容も森林価値も上向くようになった。作業は施設組合に委託をした。4つ目、所有山林の一部が三陸縦貫自動車道路の作設と係わって買収となり、大きな事業外収益を得、財務環境の改善が出来た。現在は、森林経営計画に従い経営しており、安定している。東日本大震災と係わっては復興活動に取り組む中で様々な企業とのつながりが出来、新たな展開が始まった。

参考資料2は、入谷生森が経営環境を改善し、安定経営に入った時期の損益計算書である。平成21年のものである。山林の直接の事業に関わる損益についてはプラスになっている。内容を見ると、収益はスギの間伐材の売り上げが5,023,073円、松の立木売り上げが147,304円で、費用としては次の費目が計上されている。スギ間伐材売上原価4,612,876円、作業路用地借上料20,000円、育林管理費93,110円である。間伐ではあるが補助金をカウントせずにはプラスとなっている。事業ベースでマイナスになっていたものがプラスに転じたその要因について、間伐の生産形態や販売方法・販売先等を軸に改めて聞き取り調査を含め分析してみると、**「生森」の法律上の建前とは言え、林業を軸に経営構築を目指す生産森林組合にとっては、必要な事と思われる。**

参考資料 2

損益計算書 (平成 21 年 1 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日)

科 目	小 計	合 計
I 事業総損益		
1. 事業総収益	5,170,377	
2. 事業総費用	4,725,986	
事業総利益		444,391
II 事業損益		
1. 人 件 費	552,000	
2. 旅費・交通費	12,250	
3. 事 務 費	17,560	
4. 業 務 費	242,916	
5. 諸税負担金	449,391	
6. 施 設 費	0	
7. 雑 費	0	
事業管理費計		1,275,440
事 業 損 失		831,049
III 経常損益		
1. 事業外収益	1,958,972	
2. 事業外費用	0	
事業外損益		1,958,972
経常利益		1,127,923
IV 特別損益		
1. 特別利益	0	
2. 特別損失	0	
特別損益		0
税引前当期利益		1,127,923
法人税及び住民税額		359,650
当期剰余金		768,273
前期繰越剰余金		65,926
当期末処分剰余金		834,199

この時期においても租税公課等税金の負担が大きいことを生産森林組合は等しく指摘している。入谷生森の平成 21 年段階の実態についても見ておこう。組合が整理する「損益計算書の明細」には次の記載がある。法人税 0 円、県民税 0 円、租税公課 1,491 円、固定資産税

431,900 円、印紙税 1,000 円、負担金 15,000 円、合計 449,391 円である。固定資産税の性格をめぐる議論と、その評価額が、当該森林が本来有する生産力や地位条件に照らし、あるいは他地域との関連意において適正なものであるのか否かの議論は常に必要であろうが、税の制度そのものが問題を持っているとするとそれはどのような点なのであろうか、この点については引き続きの課題なのかもしれない。しかし、資本主義的社会経済を選択した国家において、前近代的社会制度の延長上の視点からの評価と、今日的社会経済制度から評価するのでは、その結果は大きく異なってくるのが想像される。議論を尽くし、認識を共有することが大事ななのかもしれない。

2. 入谷生産森林組合に見る新しい展開

上でもふれたように、入谷生産森林組合経営にとっては偶然とも言える森林売却や森林買収の機会があり、財務内容が好転し経営的にも転換を遂げてきたが、「入谷生森」にはもう一段の大きな転機があった。それは、平成 23 に発生した東日本大震災である。組合経営や組合に直接かわる大きな被害はなかったが、志津川湾に沿った市街地が壊滅的被害を受け、すべてを失うような状況となると共に、農地や湾に沿った森林も塩害を被り、やはり絶望させられるような状況に立ち至ったのである。組合に大きな直接の被害はなかったとはいえ、組合員の中には犠牲になった人も多く、また関連の世帯や会社等が被った被害は想像を絶するものであり、地域で共に生きてきた組合として、復興は自らが行うべき課題以外の何物でもなかった。復興支援ではなく地域と一体であり、地域そのものの組合法人として、考える事前の行動、それが組合にとっての復興行動だったのである。何日も、何カ月も、何年にもわたり、いろいろな活動があるが、ここではその詳しい内容に触れることはせず、それらの活動を見て、あるいは一緒に復興に向けた活動を行う中で、県内外の著名な企業等が地域全体に係ることについて、あるいは組合経営の安定と発展に係ることについて、有益な具体的提案を行うことが少なくなかったのである。

① 震災以降の「入谷生森」の経営上の大きな変化としては、森林認証制度に参加したことを第一に挙げるべきであろう。参考資料 3 は FSC 森林認証の三陸森林管理協議会が整理している文章である。これによると、森林認証制度を取り入れることについては、震災前から地域で検討してきたことがわかる。その母体は、「林業関係の有志」が集まる「南三陸町山の会」である。この会の淵源は個人の中・大規模森林所有者が中心の林業研究グループである。グループ員の中には多くの「入谷生森」組合員がいる。このグループの研修・研究活動の中で森林認証制度を知るところとなり、制度導入を検討したのである。しかし、制度の導入と維持コストを現実的林業所得と比較考量し、導入には至らなかった。この過程ではしかし、当時林業を活性化させ成長産業へと導こうとする多くの理論家・指導者やコンサルタント等と議論する機会を得、林業の産業化に向けて一段と前向きな地域理解が出来て来ていた。FSC 世界森林認証制度の日本における認定機関のアミタホールディングスからも多くの情報を得ると同時にアミタ持続研究所や日本で一番早く FSC の森林認証を受けた三重県

の速水林業・速水亨氏とも、これまで以上に議論を重ねることが出来ていた。こうした機会を得られたのは、地域の林業家であり先達である佐久林業の佐藤久一郎氏の仲介による。こうした中の2011年3月に、東日本大震災が起こった。ここでその惨状について触れることはしない。

しかし、その経験が、地域の人々の一般的には復興と言われるその言葉の内容に変化をもたらしている点については指摘しなければならない。家族や多くの知人が命を落とし、生活を切り詰め積み上げてきた資産が跡形もなく消えた今、改めて我々にとって復興とは何をすることなのか、本当に大事なものは何だったのか、大事な時間は何に費やすべきだったのか、震災を経験し地域が復興するとは近代化の名の下に邁進してきたその論理や志向ではない。外の人々からは見えにくい、そこには大きな転換があった。最も大切にすべきことの確認である。それは、自然の営みと共に暮らし、命が巡る地域の維持である。自然や資源が循環する人との関係、人と人が顔の見える関係の中で安心・安全に暮らせる支え合いの仕組み、利便性と過度の個人重視志向のなかで見失ってきたもの、それこそが最も大事にすべきものではなかったのか。復興の外形にこれまでの展開との大きな違いは見えなくとも、そこを突き動かす論理は大きく転換している。

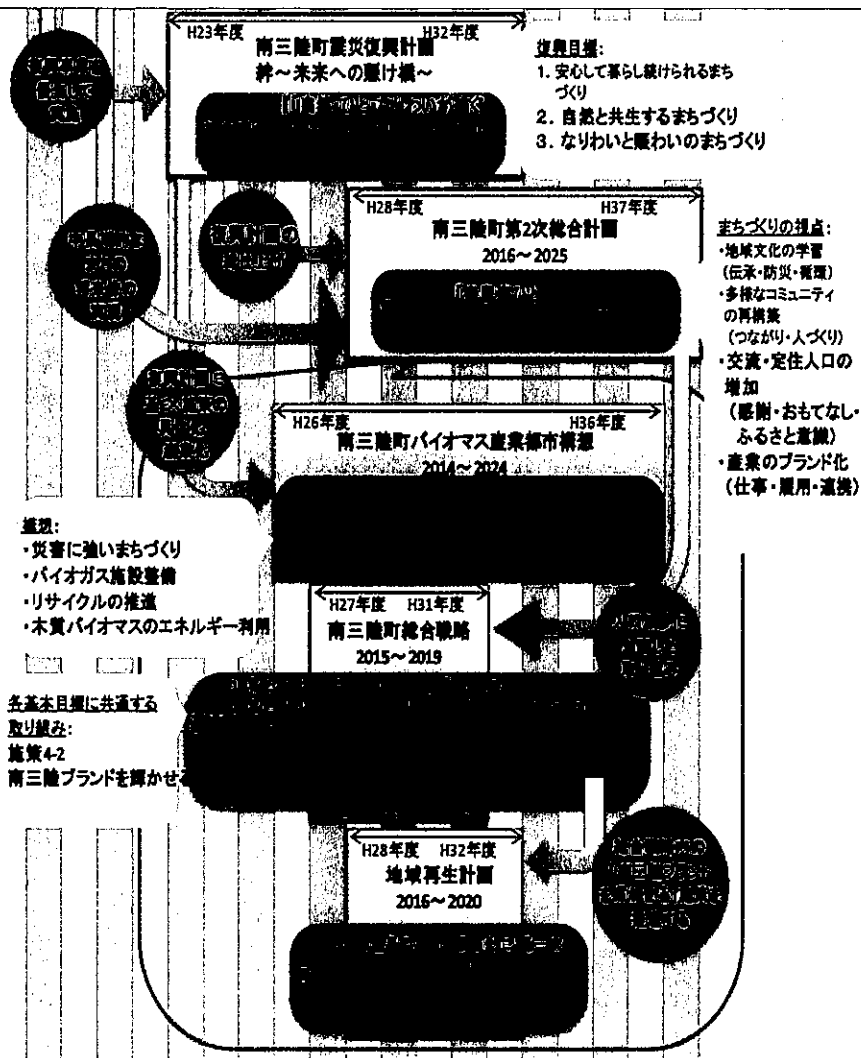
参考資料3

東日本大震災以前、南三陸町では地域の林業関係者の有志が集まって、林業研究グループ「南三陸山の会」を発足。全国各地の林業地への視察や、新しい技術の講習会などを継続的に行っていた。その交流の中でFSC認証についても情報として把握しており、森林認証という取り組みが今後は日本でも必要になるだろうと、取得を検討していたという。その後、認証に掛かる費用対効果を見出せず、取得には至らないまま足踏み状態が続いたFSC認証だったが、震災以降、それまでの利益優先だった考え方に変化が出始める。折しも南三陸町では、復興計画の柱として国の選定を受けた「南三陸町バイオマス産業都市構想」を官民共同で推進し始めたタイミング。自然の恵みを最大限に活用しながら災害に強く、安全・安心に暮らすことのできる町づくりのビジョンを打ち出し、この構想と「南三陸杉」という新たなブランドの二本柱で町を再興していこうと歩み始めていた。

こうした背景を受け、山の会のメンバー内でFSC認証の取得について再度検討する動きが出てくる。自然・環境に対し、震災以前とは異なる新たな感覚を持つ中で重ねられた議論の結果、地域の山が一緒になって認証を取得してこそ南三陸の林業と自然に還元できるとし、「南三陸森林管理協議会」を設立。2015年10月、(株)佐久の管理山林のほか、大長林業、慶應義塾大学、南三陸町がそれぞれに所有する森林を対象にFSC-FM認証を取得。翌年には入谷産産森林組合が加入して、計1,527haのFSC認証林が誕生する。

そこにおいても、多くの人々との交流が重要な役割を果たしている。多様な会社や団体・種々のグループ・個人が南三陸町の復興支援に入っているが、共に行動する中での、その活動とさりげない会話が転換すべき論理を確かなものとするのである。交流者同士が共通に描く姿には説得力があり、力がある。そこを貫く論理は、町が計画する震災復興計画にも据えられた。参考資料4には、南三陸町の復興以降の各種計画類の関連と各計画における考え方・目標像が示されている。震災年の平成23年から10年間の復興計画の理念は、「自然・ひと・なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち」である。目標とするのは自然と共生する安心な生活の持続である。

参考資料4



震災前から森林認証の検討を通じ交流のあった認証制度の国内認定機関は、震災と同時に町内でのボランティアをはじめ、翌年には南三陸オフィスを開設している。未利用や廃棄してきたものを資源化する取り組みをはじめ、これらを通じ、資源の循環利用と人間社会を自然生態系の中の埋め戻すことによる持続の確保という論理と方法を地域理解へと押し上げていた。これらは、平成 26 年度から始まる補助事業・南三陸町バイオマス産業都市構想の基盤を形成していた。こうした展開の中で、森林認証制度への取り組みが現実化してくる。

この一連の展開の中で注目すべきは、FSC の南三陸森林管理協議会が森林認証グループへの参加を認める条件として、私有林には震災年の平成 23 年に法改正により制度化された「森林経営計画」を樹立し認定されていることを課している点である。森林認証制度と森林計画制度はそもそもその淵源を異にし、国家による上からの政策と、民による下からの自主的運動という対照的な性格の違いがあるだけでなく、経営計画は川上から川下への流れを、認証制度は消費者から生産者への流れをとという対照的側面をも持っている。しかし、生命系の論理に立つ生態系管理を基盤に、その上に社会経済を埋め戻すという点においては、共通する考え方に立っており、この側面が両者の違いを認識しつつも両者を組込むより大きな方法的枠組みとして位置づいたことを示している、と捉えることが出来よう。

② 続いて触れられるべきは、ANA 全日本空輸株式会社との山林使用協定についてであろう。

ANA が発行する「ANA ニュース」において、震災 1 年後（参考資料 5）と震災 5 年後（参考資料 6）の各ニュースに以下のことが出ている。ANA はこうした支援活動の一環として、南三陸町産の間伐材でグッズを生産していたフロンティアジャパン株式会社の仲介で、「入谷生森」の山林 10ha を借り受け、森林整備とそこから出てくる材を地元企業に発注してノベルティグッズやおもちゃを生産してもらい取り組みをしている。その活動は現在も続いており、「ANA こころの森」では、関連会社の人だけではなく、全国から集まってくれる学生やボランティアにも山林作業体験や森林を味わってもらうことを行っている。こうして「入谷生森」は、南三陸を知ってもらうことや森林との交流の場を提供し、新たな森林利用を実現し、その価値形成を具体化しているのである。

参考資料 5

3.宮城県南三陸町 「こころの森」による絆を大切にした支援活動

南三陸町の避難所からのご要望を受け、除雪車を利用した給湯活動「ANAこころの森プロジェクト」としてサポートを行い、延べ100人を超えるANAグループ社員のボランティアが参加しました。これからも南三陸町の方々の応援のため、お客様への提供品などを南三陸町の工場に製作いただくなど、様々な支援活動を継続してまいります。

参考資料6

その後は、地域の雇用創出や活性化につながる支援として、南三陸町の森を『ANAこころの森』として借り受け、森から出る間伐材を活用してノベルティグッズやおもちゃなどを現地で作成していただいています。ANAグループ社員ボランティアも毎年、間伐作業などの森林保全活動をお手伝いしています。



参考資料7

2014年1月15日

2013年12月18日、KDDIと入谷生産森林組合（宮城県本吉郡南三陸町）は、南三陸町役場において、「南三陸町森林づくり協定」の協定書交換式典を行いました。

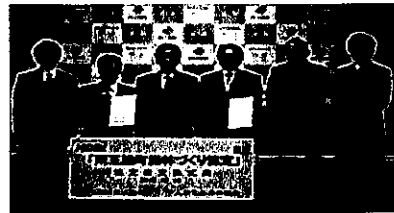
これは、KDDIが全国のauショップで回収した取扱説明書等の古紙売上金を、東日本大震災で被災した南三陸町の森林整備支援のために寄贈し、間伐材を利用した木工品などの製造を行うもので、同地域は、釜石、八戸に続く三番目のケースです。

KDDIでは、お客さまが使わなくなった取扱説明書や個装箱などの紙資源を全国のauショップで回収する「取扱説明書リサイクル活動」を進めており、回収された古紙をベースに作られた「KDDI循環再生紙」の利用促進や、古紙売上金を活用した国内の森林保全活動等に取り組んでいます。

KDDIは今後も、環境に配慮しながら復興を目指す東北を応援してまいります。

〈参考〉

- ▶ 取扱説明書リサイクル活動の詳細 [▶](#)
- ▶ 「KDDI au取扱説明書リサイクルの森 南三陸」概要 [▶](#)



南三陸町役場で行われた協定書交換式典（右から3番目KDDIプロダクト企画本部長 小林昌宏、その左へ順に南三陸町長 佐藤仁さま、入谷生産森林組合長 小野寺久幸さま、宮城県青木環境生活部次長 青木直之さま）



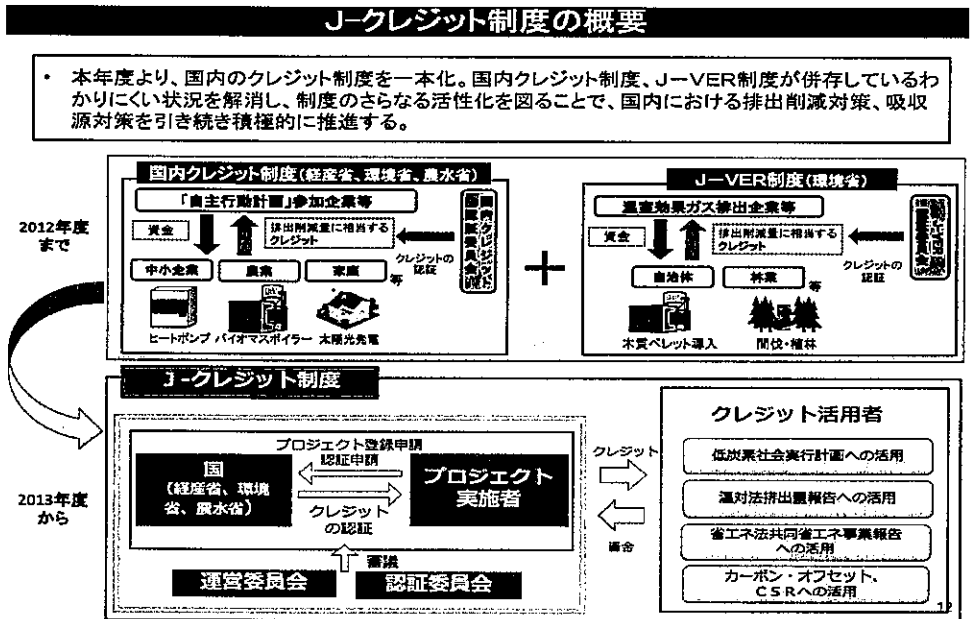
「KDDIリサイクル活動の森」看板前で森林整備

参考資料7は、KDDI との山林使用協定に関するものである。ANA の場合と同様の協定・取り組み内容である。震災が起き、「入谷生森」は先に触れているように、震災復興の諸事業に当然のこととして最優先で当たっている。被害を受けた皆さんの生活再建のためという公益

目的の活動である。各企業は、こうした「入谷生森」の震災後の対応を確認したうえで、「生森」の森林整備とそこから出てくる資源の新たな生産回路を構築し、地域経済の拡大と木材利用拡大の扉を開き、南三陸町の振興に寄与しているのである。企業による新しい形の森林整備資金の投入ということができ、一方生産森林組合にとっては、新たな森林整備資金の調達方法ということが出来る。

③ もう一点補っておくべきは、森林クレジット制度の対象森林として認定を受けていることである。森林のクレジット化については、我が国においては議論と試行の積み重ねがある。京都議定書採択（1997年）後、排出権取引の各国毎の制度が立ち上がっていたが、森林を対象にする制度は見当たらない。日本では、京都議定書の第一約束期間が始まる2008年前後から排出量取引（国内統合市場）とは別に自主的取り組みとしてカーボン・オフセット（J-VER制度）の制度化が県や市町村を単位に、あるいはJ-VER制度を補うようなものとして経済団体単位で森林の吸収源をメインにした制度が立ち上がってくる。後者を代表するのはフォレストストック認定制度である。この制度は当初は（社）日本林業経営者協会内の会員向けに始めたものであるが、2010年以降、自治体や全ての森林所有者に門戸を開いた。

参考資料8



J-クレジット制度事務局「J-クレジット制度のあらまし」より

こうして多様な制度ができ排出権取引の周知が進みつつあったが、今度は逆に多様性が制度浸透の障害となる点もあった。そこで、2013年に国内クレジット制度とJ-VER制度を統合

し、J-クレジット制度を創設した（参考資料8）。その概要は、次の図の通りである。森林の吸収量が統一クレジット制度の対象に組み込まれたのである。入谷生産森林組合は、その機会に制度への参加を選択した。すでに森林経営計画を樹立し、FSCの森林認証も受けていたので、CO₂の吸収量をクレジット化し対象森林の整備資金を得、森林経営を展望あるものにしようと考えたのである。しかし、この段階では思い描いていたようにはクレジット化することが出来ず、対象森林の認証更新はしていない。そうは言うもののこの制度が広く理解されると、森林管理と共に森林経営についても見通しが得られ、生物多様性を含めた森林の持つ公益的機能と木材生産の持続が計られるに違いないとの感覚を持てたので、制度への期待は大きいという。

3. 入谷生産森林組合にみる森林管理経営の特徴

以上、入谷生産森林組合理事の山内氏の報告を補足する形で、その管理経営の特徴をみてきた。木材生産だけでなく、森林の有する各種の公益的機能の経済化や既存経済システムへの接合が、東日本大震災時の対応をきっかけに、いわば思いがけず実現するという展開があった。しかし、その展開の枠組みを生産森林組合にフォーカスしすぎず広く見ると、町という範囲での「生森」組織への期待や、アイデアをもつ異業種の巨大企業群からの働きかけなど、いわば外からのアプローチや、普段から係わりを持っている主体間関係では表面化せずどちらかと言えば深層にある構造が表面化するような力が働くことで、実現していたと言えよう。

ここではこれらの点を分析的に展開することは出来ないが、政策や制度の実現ともかかわり、視点として持てたことは重要であると考えている。